

銚田市中心小企業等応援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の拡大の影響を受け、売上高が一定以上減少した市内の中小企業等に対して事業の継続を支援するため、予算の範囲内において給付金を支給することについて、銚田市補助金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者、小規模企業者及び個人事業者（農林水産業を除く）をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等（仮設又は臨時のものを除く）をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和元年以前から引き続き市内に事業所を有し、事業を営む中小企業者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、令和2年1月から同年12月までの売上高を合算した額が、前年の1月から12月の売上高を合算した額と比較して30%以上減少した者
- (2) 本給付金の申請日までに到来した納期限の市税を完納している者
- (3) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の破産手続開始の申立てをしていない者
- (5) 今後も事業を継続する意思がある者
- (6) 大企業が資本金の2分の1以上を所有していない、又は役員のうち2分の1以上を占めていない者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 法人 400,000円
- (2) 個人 200,000円

2 給付金の交付は、1事業者1回とする。

3 給付金の交付申請の受付期間は、令和3年9月30日までとする。

(給付金の支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、銚田市中心小企業等応援給付金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 申請要件確認書類（別表1参照）
- (2) 令和元年・2年の1月から12月までの売上が確認できる書類(別表2参照)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(給付金の支給の決定)

第6条 市長は、第5条の申請があったときは、その内容を審査するものとし、適当と認められる

ときは給付金の支給を決定し、給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、給付金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し、銚田市中小企業等応援給付金支給要綱不支給決定通知書（第2号様式）により、その旨を通知するものとする。

（支給決定の取消し等）

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した給付金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

- （1）この要綱又は法令に違反したとき。
- （2）提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- （3）その他市長が不相当と認めたとき。

（支給決定の取消通知）

第8条 市長は前条に規定する取消しを決定したときは、銚田市中小企業等応援給付金支給決定取消通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に提出されたものについては、同要綱第7条及び第8条は同日後もなおその効力を有する。

別表1（申請要件確認書類）

法 人	① 全部事項証明書 ② 市外に本店がある場合は、市内の事業所の所在が確認できる資料 （事務所の不動産登記事項証明書・公共料金領収書・賃借契約書など）
個 人	① 代表者の住民票抄本 ② 市外に住所がある場合は、市内の事業所の所在が確認できる資料 （事務所の不動産登記事項証明書・公共料金領収書・賃借契約書など）

別表2（売上確認書類）

青色確定申告	・法人事業概況説明書両面：月別売上高の記載があること ・青色申告決算書両面：月別売上高の記載があること
白色確定申告 （市県民税申告）	・確定申告書第1表及び売上台帳 ・市県民税申告書及び売上台帳

第1号様式（第5条関係）

銚田市中小企業等応援給付金支給申請書

年 月 日

銚田市長 殿

申請者 所在地又は住所
 商号又は名称
 代表者職・氏名
 電話番号

印

銚田市中小企業等応援給付金支給要綱第5条の規定により、次のとおり給付金の支給を申請します。

1 申請者の概要（法人、個人いずれかに☑）

<input type="checkbox"/> 法人 （法人のみ右欄記載）	資本金の額 （出資の総額）	円
	<input type="checkbox"/> 個人事業主	従業員数 （役員等は除く）
市内事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者欄と同一 <input type="checkbox"/> その他 _____	
主たる業種	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※その他の場合は具体的業種を記入してください。	
売上高等減少率	減少率 _____ % = (B - A) ÷ B × 100 （小数第1位まで。端数切り捨て） A：令和2年の年間の売上高 _____ 円 B：令和元年の年間の売上高 _____ 円	

2 給付金申請額（法人、個人いずれかに☑）

- 法人 40万円
 個人事業主 20万円

3 添付書類

- (1) 申請要件確認書類（別表1参照）
 (2) 令和元年・2年の1月から12月までの売上が確認できる書類（別表2参照）
 (3) その他市長が必要と認める書類

4 宣誓項目(すべて必須。確認の上、☑してください)

- 市税の滞納はありません。
- 市長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じます。
- 市長が本給付申請に関して公的機関へ調査照会することに意義はありません。
- 虚偽や不正な手段により給付金を受給した場合には、給付金を返還します。
- 銚田市暴力団排除条例(平成 23 年銚田市条例第 13 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等に該当していません。
- 暴排条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 法人でその役員のうち、暴排条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はありません。

5 給付金振込先

振込先 金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
口座種別 (どちらかに○)	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※ 口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人、個人の場合は当該個人に限ります。

別表 1 (申請要件確認書類)

法人	① 全部事項証明書 ② 市外に本店がある場合は、市内の事業所の所在が確認できる資料 (事務所の不動産登記事項証明書・公共料金領収書・賃貸契約書など)
個人	① 代表者の住民票抄本 ② 市外に住所がある場合は、市内の事業所の所在が確認できる資料 (事務所の不動産登記事項証明書・公共料金領収書・賃貸契約書など)

別表 2 (売上確認書類)

青色確定申告	・法人事業概況説明書両面：月別売上高の記載があること ・青色申告決算書両面：月別売上高の記載があること
白色確定申告 (市県民税申告)	・確定申告書第 1 表及び売上台帳 ・市県民税申告書及び売上台帳

銚田市中小企業等応援給付金支給要綱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、銚田市中小企業等応援給付金支給要綱（令和 年銚田市告示第 号）以下「給付金支給要綱」という。）第3条の給付対象者に関する新規創業者等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(新規創業者の取扱い)

第2条 令和元年及び令和2年の新規創業者等が給付金支給要綱第3条に定める給付対象者に該当するかの要否の判断基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 令和元年の新規創業者については給付対象とし、令和元年の売上額を営業した月数で除し、その額に12（月）を乗じた額を令和元年の年間の売上とする。
- (2) 令和2年の新規創業者については、給付金支給要綱の給付対象外とする。
- (3) 令和2年以前に事業主の変更（法人化等を含む）があった事業者については給付対象とし、事業主の変更前後の売上を合算した額を年間の売上とする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。